

令和4年第1回市議会定例会 一般質問通告概要一覧

| 日 時 | 人 数 |
|--------------------|----------------|
| 令和4年2月21日（月）午前10時～ | 5人（ 1番から 5番まで） |
| 令和4年2月22日（火）午前10時～ | 5人（ 6番から10番まで） |

| 質 問 位 順 番 | 議 席 号 番 号 | 会 派 名 | 通 告 者 氏 名 | 抽 選 号 番 号 | 種 別 |
|--------------|--------------|-----------|-----------|--------------|------|
| 1番 | 1 | 日 本 共 産 党 | 遠 藤 秋 雄 | 1 | 一問一答 |
| 2番 | 16 | 市 民 ク ラ ブ | 昌 浦 泰 巳 | 6 | 一問一答 |
| 3番 | 3 | 自 由 民 主 党 | 佐 藤 雅 博 | 7 | 一問一答 |
| 4番 | 2 | 日 本 共 産 党 | 中 田 定 行 | 9 | 一問一答 |
| 5番 | 8 | 日 本 共 産 党 | 佐 藤 恵 子 | 10 | 一問一答 |
| 6番 | 11 | 公 明 党 | 阿 部 正 幸 | 11 | 一問一答 |
| 7番 | 14 | 自 由 民 主 党 | 雨 森 修 一 | 12 | 総括質問 |
| 8番 | 10 | 自 由 民 主 党 | 吉 田 瑞 生 | 14 | 一問一答 |
| 9番 | 12 | 公 明 党 | 齋 藤 裕 子 | 15 | 一問一答 |
| 10番 | 9 | 日 本 共 産 党 | 戸 津 川 晴 美 | 16 | 一問一答 |

計 10 名
 総括質問方式： 1 名
 一問一答方式： 9 名

| | | | | | |
|--|------|------|------|-----|------|
| 質問順 1番 | 受付月日 | 2. 9 | 通告者 | 1番 | 遠藤秋雄 |
| | | | 発言時間 | 30分 | 種別 |
| <p>1. 市営住宅廃止計画について</p> <p>多賀城市は2022年1月、4つの市営住宅を個別(大代、高崎、紅葉山、浮島)にあげて、「用途廃止」(転居を求めその後解体、土地は売却)とする方針を表明しました。住宅は生きるために、必要不可欠な最低限の条件です。「住まいは人権」という立場に立った政策が求められています。公営住宅は、低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給するという公共的な目的から建設されているものであり、民間の住宅とは異なる性格を有しています。今回の廃止計画に、入居者からは「唐突であり困惑している。住むところがなくなる」という驚きの声が上がっています。</p> <p>そこで市長にお聞きします。</p> <p>(1) 廃止計画の庁舎内議論で、低所得者向け住宅確保は市の公的責務の観点についてどのような議論をしたのか、議論の経過と内容を示して下さい。</p> <p>(2) 4つの対象住宅の構造はいずれも中層耐火構造です。国による指針の法定耐用年数は70年です。大代住宅が42年の経過ですが、法定耐用年数と「用途廃止」計画との整合性を説明して下さい。</p> <p>(3) 4つの住宅が3次判定で「廃止」と変更になった経過を説明して下さい。その際に「定期点検及び日常点検」「修繕の実施」のこれまでの実績データを示して下さい。</p> <p>(4) 民間住宅で考えた場合、生活保護基準の35,000円以内で入居できる物件はどのようなものか調査をしていればお知らせ下さい。また、高齢者が賃貸住宅を借りにくくなっていますが、その認識はありますか。</p> <p>(5) 提案です。公営住宅を「まちづくり資産」としてとらえ、住宅の上層部(4～5階)に若者を入居させ、低層部(1～2階)に高齢者やNPO等へ提供し、地域コミュニティの再生を重視する団地と地域の取り組みはいかがでしょうか。</p> | | | | | |

| | | | | | |
|---|------|------|------|-----|------|
| 質問順 2番 | 受付月日 | 2. 4 | 通告者 | 16番 | 昌浦泰巳 |
| | | | 発言時間 | 30分 | 種別 |
| <p>1. 窓口対応職員への暴力及び無差別襲撃に対する備えについて</p> <p>(1) 市は窓口対応職員への暴力対策をどうお考えでしょうか。</p> <p>(2) 近時、ガソリンを使った無差別襲撃が多発しています。2013年(平成25年)7月12日に兵庫県宝塚市役所で窓口のカウンター越しに火炎瓶が投げ込まれました。この事件から市は教訓を学び、どう対策を講じられていますか。</p> | | | | | |

| | | | | | |
|---|------|------|------|-----|------|
| 質問順 3番 | 受付月日 | 2. 7 | 通告者 | 3番 | 佐藤雅博 |
| | | | 発言時間 | 30分 | 種別 |
| <p>1. 本市が目指す史跡輝くまちづくりについて</p> <p>(1) 2024年までの記念事業は1300年の節目であり多賀城らしさを打ち出す飛躍のきっかけとなる大切な事業である。一方2025年以降の取り組みに関しては不透明感がある。2024年までは多彩な事業により盛り上がりを見せると思うが、アフター1300年はどのようにして輝かせて行くのか伺う。</p> <p>(2) 令和4年4月からは組織改編により、文化創造課は文化創造係と交流観光係の新体制となる。文化創造事業と観光事業は多賀城跡の関係から考えると多くの事業展開が予想される。観光資源を活かし交流人口を増大させる事について、どう考えていますか。</p> <p>(3) 復元される南門や施設、公有化されている用地の活用は、地元住民、各種団体、市民、記念事業のレガシー、市長公約を入れ込み継続性や一貫性、推進体制の検討が求められると思う。見解を伺いたい。</p> <p>(4) 南門復元や県の整備に伴い市道3路線の取り扱いや、名古屋線の渋滞、史跡があるためのさまざまな課題がある。史跡で左右される住民は、おおよそ市にたよるしかありません。諸課題解決への所見を伺いたい。</p> | | | | | |

| | | | | | | |
|--|------|------|------|-----|-------|------|
| 質問順 4番 | 受付月日 | 2. 8 | 通告者 | 2番 | 中田 定行 | |
| | | | 発言時間 | 30分 | 種別 | 一問一答 |
| <p>1. 国民健康保険税の子どもの均等割り減免を求めますがいかがですか</p> <p>国保税の引き下げについてはこれまで幾度となく申し入れてきました。特に人头税ともいわれる均等割をなくすように要求してきました。国が来年度から未就学児の均等割り5割減免を実施することに合わせ、多賀城市独自施策として子どもの均等割り減免を実施するよう求めますが、いかがですか。</p> | | | | | | |
| <p>2. 一時金削減についてどう対応しますか</p> <p>昨年的人事院勧告に従った一時金の削減は、基準日の12月1日までに給与改定が行われずに従来の月数で支給されました。国は昨年の12月支給の一時金にさかのぼって減額することを閣議決定したようですが、「不利益不遡及」の原則を逸脱し到底許されることではありません。多賀城市としてはどう対応される考えですか。</p> | | | | | | |
| <p>3. 消費税インボイス制度は中止すべきだと思いますが、いかがですか</p> <p>2019年10月に消費税が10%に引き上げられ、23年10月にインボイス制度が導入されます。昨年10月から業者登録が始まっていますが、小規模事業者には新たな税負担を強い、営業と暮らしを脅かすものになってしまいます。これまで免税事業者であったものが、インボイス発行事業者になれば免税事業者になれず、財務省に試算では平均納税額が15万4千円になると試算されています。</p> <p>今やるべきことは消費税の減税と不公平税制の是正です。インボイス制度廃止を国に働きかけるべきだと思いますが、いかがですか。</p> | | | | | | |

| | | | | | |
|--|------|------|------|-----|-------|
| 質問順 5番 | 受付月日 | 2. 8 | 通告者 | 8番 | 佐藤 恵子 |
| | | | 発言時間 | 30分 | 種別 |
| <p>1. 新しく整備された貞山運河の利活用について</p> <p>(1) 震災後、復旧・復興で整備されてきた貞山運河について、歴史的風致維持向上計画の重点区域と同様に位置づけて、史跡紹介パネルや案内板設置、休憩所・トイレの設置、散策順路表示など必要な整備をすすめ、歴史的、土木的遺産を活用した地域の賑わいづくりが必要と考えるがいかがか。</p> <p>(2) 豊かな自然環境と歴史的景観をもつ貞山運河の今後の利活用のためには、仙塩浄化センターの汚泥ストックヤードの建設は障害になってくると考える。県にこうした観点からも計画の撤回を求めていくべきと思うがいかがか。</p> <p>2. ゼロカーボン宣言の実効策について</p> <p>(1) 本市の多賀城地球温暖化対策実行計画を見直し、削減目標を大幅に引き上げること。とくに排出量が増加している施設や事務事業については、必要な削減対策を実施されたい。また、市の公共施設等への太陽光発電設備及び蓄電池設備の更なる導入を検討されたい。</p> <p>(2) 一般住宅への太陽光発電設備の普及が遅れている。国の対応だけでなく、県内で実施している他自治体の取り組みを参考にし、市も独自の補助制度を設けられたい。</p> <p>(3) 温室効果ガス削減のためには、民間事業者への省エネ対策への支援は不可欠である。民間施設・建物への太陽光発電設置等への国の補助メニューを市としてよく把握し、事業者への周知徹底をはかる取り組みをすすめられたい。</p> | | | | | |

| | | | | | |
|--|------|------|------|-----|------|
| 質問順 6番 | 受付月日 | 2. 7 | 通告者 | 11番 | 阿部正幸 |
| | | | 発言時間 | 30分 | 種別 |
| <p>1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について</p> <p>(1) 感染の急拡大により、県から会食人数制限等の要請により、飲食店などは来店者が激減しております。地域経済の消費喚起を促すために、以前に取り組みをしたスタンプラリーまたは割増商品券を発行するなど、本市独自の緊急経済対策として取り組みをしていただきたい。</p> <p>(2) 感染の急拡大に伴い、自宅で療養する方が増えてきています。自宅療養者に対する支援について伺います。</p> <p>また、濃厚接触者になると買い物などに行けなくなることから、生活用品等の支援を受けられるようにしていただきたい。</p> <p>(3) 多くの都道府県が「まん延防止等重点措置」の適用地域になっております。宮城県も適用地域になるよう県へ要望していただきたい。</p> <p>2. 市民へ寄り添った公文書の見直しについて</p> <p>「市民税・県民税の納付について」の公文書で、相続人ではない方へ、『同封の「相続人代表者指定（変更）届」を記入し、返信用封筒により提出をお願いします。なお「相続人代表者指定（変更）届」の提出がない場合は、地方税法第9条の2第2項の規定により貴殿を代表者として指定させていただきます』との内容の公文書が送付されました。相続人と思われる方へ送付しているとのことですが、内容を検討していただきたい。</p> <p>また、生活保護受給者へ「生活保護法第63条に基づく費用返還について」の公文書で、職員の誤りによって返還しなければならない場合でも「費用の返還を命じます」となっておりますが「費用の返還をお願いします」とするべきです。</p> <p>「決まった書式」とのことですが、公文書を受け取った市民の方の気持ちを考え、寄り添った公文書に見直していただきたい。</p> <p>3. 本市の代表電話について</p> <p>本市の代表電話（022-368-1141）は、繋がりにくい場合が多くあります。市役所から連絡をいただき、折り返しの電話をするときや、用事があって代表電話へ連絡をしますが繋がりにくいため、直接担当課へ繋がるダイヤルインにして、市民へのサービス向上への取り組みをしていただきたい。</p> | | | | | |

| | | | | | |
|---|--------------|------|-----|------|------|
| 質問順 7番 | 受付月日 2. 7 | 通告者 | 14番 | 雨森修一 | |
| | | 発言時間 | 30分 | 種別 | 総括質問 |
| <p>1. 市民プールの改修更新について</p> <p>(1) 私たちの周りにはいろいろの公共施設、いわゆるハコモノがあり生活に欠かせないサービスを提供しております。</p> <p>現在全国のハコモノが老朽化しているのですが、多くの自治は財政難で建て替えどころか維持管理すらおぼつかない状態です。本市の公共施設に於いては、人口の急増約70,000人を目標に想定した社会施設や教育施設などの建物や道路、橋りょう、上下水道などのインフラの整備が行われてきました。しかし少子高齢化が進み社会保障費の更なる増加も想定され、今後も厳しい財政状況が見込まれます。</p> <p>市民生活や市民へのサービス提供に欠かせない公共施設等の老朽化による更新や維持管理の継続が喫緊の課題となっています。</p> <p>多賀城市民プールは、昭和57年開館し築後40年ほどが経過し雨漏や鉄骨のサビ等々、今後更なる老朽化が心配される中巨額の改修、更新費がかかります。市プールを今後どのようにするお考えなのかお尋ねします。</p> | | | | | |

| | | | | | |
|---|--------------|------|-----|------|------|
| 質問順 8番 | 受付月日 2. 7 | 通告者 | 10番 | 吉田瑞生 | |
| | | 発言時間 | 30分 | 種別 | 一問一答 |
| <p>1. 経年劣化によりひどく損傷している「史都 多賀城」と表記している大きな4箇所の看板を修繕することについて</p> <p>多賀城市内の主要道路等に「史都 多賀城」と表記している4箇所の大きな看板は、次の場所に設置されています。</p> <p>(1) 主要地方道仙台・塩釜線(産業道路)の町前一丁目地内歩道の緑地、宮城日産サービスセンター株式会社前です。</p> <p>(2) 主要地方道塩釜・七ヶ浜・多賀城線の大代六丁目地内仙台港多賀城地区緩衝緑地添いです。</p> <p>(3) 多賀城市道新田浮島線(旧主要地方道泉・塩釜線)沿い、東北本線塩釜街道踏切近くの新田字後地内です。</p> <p>(4) 東北本線陸前山王駅前の陸前山王駅周辺自転車駐車場地内です。</p> <p>これらの看板設置箇所は、いずれも市外から多賀城市内に自動車等で乗り入れる際の目印であり、“多賀城の顔”となっています。</p> <p>以上、経年劣化によりひどく損傷している、市内4箇所に設置の大きな「史都多賀城」の看板を修繕することについて</p> | | | | | |

| | | | | |
|-----------|--------------|------|-----|------------|
| 質問順 9番 | 受付月日 2. 9 | 通告者 | 12番 | 齋藤裕子 |
| | | 発言時間 | 30分 | 種別 一問一答 |

1. 障がい者支援について

国では、「共生社会」の実現を図るため、障害のある人への配慮等について、理念の普及啓発・広報活動を推進することとしています。宮城県では令和3年4月1日に、「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」が施行され、理解促進の取り組みをしております。本市の第4期障害者計画の基本目標3に障害を理由とする差別の解消の推進も定めており、本市が目指す地域共生社会の実現への取り組みとして重要と考えることから、以下の点について伺います。

(1) 障がいを理由とした差別の体験や、配慮の取り組み事例など、市民からの意見を聞く機会や、研修会、交流イベントの開催などの取り組みについて伺います。

(2) 県では、この条例の促進に、子ども向け、事業者向けの周知啓発の冊子の作成などされております。総合学習や、事業者向け研修会に活用しては如何でしょうか。周知啓発の取り組みを伺います。

(3) 障がい者雇用の促進において、一人一人に合わせた寄り添う就労支援が必要と考えます。一般就労への移行支援など相談体制の充実が求められております。就労支援の取り組みについて伺います。

(4) 視覚障がい者へ信号機の色を伝達する、スマホアプリ対応の信号機設置や、横断歩道へのエスコートゾーン設置などバリアフリーの推進について伺います。

2. 不登校児童生徒の支援について

不登校児童生徒への支援等についての法律「教育機会確保法」が平成28年12月に公布され、多様な学習活動を踏まえた個々の状況に応じた支援など、理念に示されております。不登校児童生徒に対する相談体制や、学びの場として「心のケアハウス」をはじめとした、学び支援の居場所や、自宅でのICT等を活用した学習の確保など、不登校支援の現状と取り組みについて伺います。

3. ハイリー・センシティブ・チャイルド「HSC」のケアについて

「音や光、においに敏感」「気を使いすぎて疲れやすい」など、人一倍繊細な特性を持つ子どもは「ハイリー・センシティブ・チャイルド(HSC)」と呼ばれ、5人に1人が該当するとされています。不登校の原因になっている可能性があるともいわれており、HSCの特徴を知り、親や教職員など周囲の理解と支援が必要と考えます。HSCに対する認識と対応についてご見解を伺います。

| 質問順 | 受付月日 | 2. 9 | 通告者 | 9番 | 戸津川 晴 美 |
|---|------|------|------|-----|---------|
| 10番 | | | 発言時間 | 30分 | 種別 一問一答 |
| <p>1. 補聴器助成制度の新設を</p> <p>加齢性難聴者（軽度・中程度の難聴者）が補聴器を購入した際に、その費用の一部を助成する制度の新設を求め、以下3点について市長の所見を伺います。</p> <p>(1) 高齢者の難聴がその生活に与える影響並びに補聴器使用が、その生活に与える影響について</p> <p>(2) 日本は補聴器の使用率がヨーロッパ諸国に比べ、低くなっています。その要因を、どう考えますか。</p> <p>(3) 市長の公約「高齢者の健康寿命をのばす！」ためにも医療費・介護費の抑制のためにも、補聴器助成制度は大変有効であると考え、ここにその制度の新設を提案します。是非ご検討いただけないでしょうか。</p> <p>2. 高齢者等のバス運賃無償化と更なる交通ネットワークの充実</p> <p>市長は、令和4年度の施政方針において「65歳以上の高齢者と障がい者について、ICTを活用し、社会参加や生きがいづくりを行う社会実験として、多賀城東部線及び多賀城西部線のバス運賃無償化を10月から開始してまいります。」とのべています。</p> <p>(1) この社会実験の目的と方法について伺います。</p> <p>(2) 多賀城東部線と西部線では、カバーできない地域があると思いますが、市長の認識はいかがですか。</p> <p>(3) さらなる交通ネットワークの充実が求められていると考えますが、いかがですか。</p> | | | | | |